

令和4年度 東京都立日野高等学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。本校では「暴力行為、またはそれに準ずる行為、いじめ行為」を強く禁じている。日常的にいじめを生まない、許さない学校づくり、いじめの未然防止に取り組むとともに、万が一いじめ行為が疑われる場合には、学校が一丸となっていじめを受けている生徒を守り通し、いじめ解決に向けて適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止のための組織体制

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うとともに、いじめ発生時には問題の解決策の策定等を適切に行うために、「東京都立日野高等学校 学校いじめ対策委員会」を設置する。

ア 委員会は次の事項を所管する。

- 校内におけるいじめ防止等に関する教職員・保護者に対する助言・援助
- 校内におけるいじめ防止等に関する情報収集・発信・校内研修
- 校内でいじめが発生した場合には、問題解決に関して必要と認める事項
- その他、校内のいじめ防止等に関して必要と認める事項

イ 会議

委員会は学期に1回程度開催する。いじめと疑われる相談・通報があった場合には緊急に会議を開催する。

ウ 構成委員

委員会は、副校長、生活指導部主任、保健部主任、養護教諭、1学年担当者、2学年担当者、3学年担当者、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーで構成し、委員長を置く。委員長は必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

4 本校における具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 教育活動全体を通して道徳教育及び人権教育の充実を図り、生命尊重や思いやりの心を育むとともに、規範意識の育成やマナー指導を徹底し、規律ある生活への主体的な意識を高める。
- イ 地域の協力を得た体験活動や奉仕活動を推進し、社会性や他者の人格人権を尊重する心と態度を養う。
- ウ 情報機器の適切な利用やインターネット上のいじめを防止するため、教科「情報」やセーフティ教室等を通じ、情報モラル教育の充実を図る。
- エ HR や各教科等を通じ、いじめに関する授業を行うとともに、特別活動においても指導を充実させる。
- オ 生徒会活動等、生徒が主体的に取り組むいじめ防止の取り組みを支援する。
- カ いじめに関する校内研修を計画的に実施し、いじめに対する指導力の向上を図ると共に、全教職員がいじめ防止に向けた共通認識をもつ。

キ 学年通信、学級通信、保護者会等を通じた家庭との緊密な連携・協力を図る。

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒の変化を見逃さず、見守っていくために、日頃から全教職員が生徒と積極的に関わる。
- イ 担任による定期的な個人面談及び三者面談を、生徒が安心して相談できる機会として活かす。
- ウ 東京都が実施する「ふれあい月間」の取組を通じて、いじめの未然防止に対する意識の高揚と、いじめの早期発見を目的とするアンケート調査等を実施する。
- エ 入学時にスクールカウンセラーによる全員面談を実施し、早期のいじめやいじめの兆候等の把握に努める。
- オ 保健室、相談室の利用や相談方法を保護者・生徒へ周知し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- カ いじめに関する情報を教職員全体で共有する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめに関わる相談を受けた場合には、速やかに情報収集し、事実関係を確認し、学校いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた生徒については、まず身の安全を確保し、カウンセラー等の活用による心のケアを継続しながら、安心して教育を受けられる環境を整える。
- ウ いじめを行った生徒については、教育的配慮の下、厳正なる指導を行う。
- エ 周りでいじめを見ていた生徒についても、いじめを自らの問題として捉えられるよう指導し、いじめの起こらない集団づくりを目指す。
- オ 再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- カ いじめが犯罪行為として扱われる懸念がある事案は、警察や外部専門機関の助言を受け、適切に対応する。

(4) 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、速やかに東京都教育委員会へ報告し事態に対応する。また関係諸機関と協議し、当該事案に対処する組織を設置する。当該組織は事実関係を明確にするために速やかに調査を行う。さらに被害生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 保護者・地域・関係機関との連携について

学校便りや保護者会、PTA 活動等を通し、日頃から保護者との関係を構築し、いじめが疑われる際には、保護者の理解・協力の下、真摯な姿勢で解決に取り組む。また、いじめの未然防止活動及び課題解決に向けて、適切に地域・外部機関（警察、児童相談所、教育委員会、教育相談センター、学校医、地域の小・中・高等学校 等）と連携をとる。

6 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校評価アンケートにおいて取組に関する評価を行い、結果を検証する。また本校の実態に即して基本方針の改善、改定を行っていく。